

相続に関する相談事例 ～ 配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点 ～ その9

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第9回目は、配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点のうち、「贈与税の配偶者控除」について解説します。

Q1. 贈与税の配偶者控除の制度の概要と適用要件などについて教えてください。

A 婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です（相法21の6）。この特例の適用について、贈与税の申告義務はありますが、期限後申告や更正の請求によっても適用を受けることができます。

Q2. 婚姻期間が20年以上の配偶者間の贈与であることが適用要件に定められていますが、婚姻期間の判定は具体的にどう样に行うのですか。

A 婚姻の届出があった日から贈与があった日までの期間で計算します（相令4の6①②、相基通21の6-7）。

そのことから、一度離婚し、同一の者と再婚した場合には、離婚していた期間を除いたトータルの婚姻期間が20年以上であれば本制度を適用することができます。

Q3. この特例は一生に一回限りと聞いていますが、私は以前、前夫から贈与税の配偶者控除を受けています。再婚後現在の夫との婚姻期間が20年以上となりました。現在の夫から居住用不動産の贈与を受けた場合、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができますか。

A 現在の夫との婚姻期間が20年以上であり、その他の要件を満たす場合には贈与税の配偶者控除の適用を受けることができます（相法21の6①）。

Q4. 贈与税の配偶者控除の適用を受けようとする年において、居住用不動産だけの贈与の場合には、贈与税の配偶者控除と基礎控除額の控除の優先順位は定められていますか。

A 贈与税の基礎控除額の適用より先に贈与税の配偶者控除を行うこととされているので（相基通21の6-6）、その年分の受贈財産が居住用不動産のみの場合には、2,110万円まで贈与税は課税されないことになります。

これは、例えば、配偶者から同一年中に2,000万円の居住用不動産と110万円の株式の贈与を受けた者が配偶者控除を受ける場合に、基礎控除額の110万円を居住用不動産の価額2,000万円から控除するとした場合には2,000万円－110万円＝1,890万円となり、配偶者控除が受けられる金額は1,890万円となり、株式の価額110万円に対しては贈与税が課税されることになります。そのため、配偶者控除は贈与税の基礎控除に先立って行うこととされています。

Q5. 贈与税の配偶者控除の適用を受けて居住用不動産の贈与を受けました。贈与税は課税されなかったのですが、後日不動産取得税が課されました。なぜ不動産取得税が課されるのでしょうか。

A 贈与税の配偶者控除の適用を受けて贈与税は非課税であっても、贈与財産が不動産であれば、所有権の移転登記に伴う登録免許税や不動産取得税が課されます。

不動産取得税については、不動産の取得、つまり売買であろうと、贈与であろうと不動産取得税の納税義務が生じます（地税73の2）。

ただし、相続に関しては例外規定が設けられていて不動産取得税は課されません（地税73の7-1）。